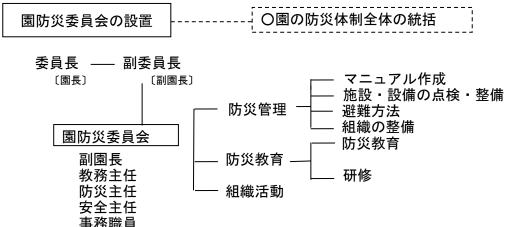
令和5年2月改訂版

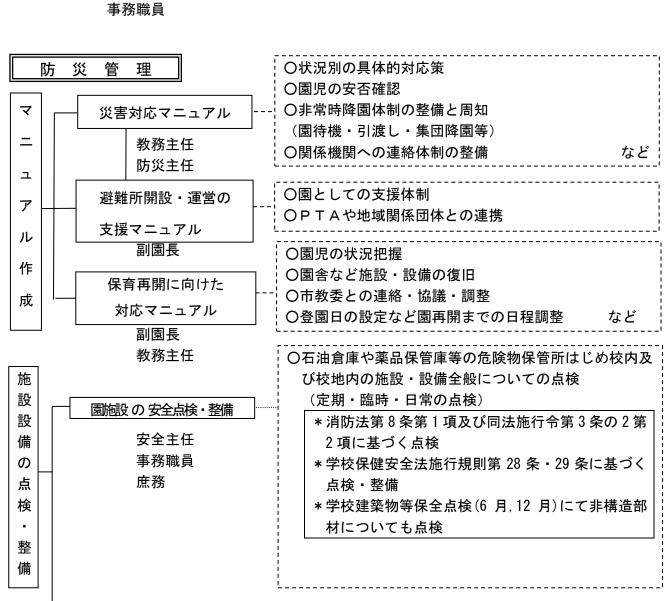
令和5年度 災害等対応マニュアル

1 園防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 地震対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)状況別の地震対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
① 教職員及び園児の在園時・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
② 園外活動中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
③ 登降園時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
④ 教職員在園時外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3 風水害対応の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
4 弾道ミサイル発射・落下時の対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・	9
(1)園児在園時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2)登園前,園児が在宅時および登降園中・・・・・・・・・・・・・	11
5 原子力災害対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1)原子力災害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(2) 園での対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
6 資料(非常時の対応・組織・配備)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	15
(2)非常時における在園時降園体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(3)緊急連絡用(引き渡し)カード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(4)災害対策本部の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(5)教職員の非常配備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(6)情報連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(7)教育委員会(園・事務局)防災対応フロー・・・・・・・・・・・・・・	24
(8)非常配備時の園被害状況報告 FAX 送信票 様式・・・・・・・・・・・・	25
(9) 防災用 I P無線から教育指導課への連絡方法・・・・・・・・・・・・・	26
7 避難所開設・運営の支援マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
 (1)目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(2)日常における指定避難所に必要な事項の確認・・・・・・・・・・・・・	27
(3)指定避難所開設・運営の協力・支援・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(4)保育再開に向けた対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
8 その他	38
 (1)避難訓練計画(地震,津波,洪水・土砂災害等)について	38

1 園 防 災 体 制 の 整 備

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害等が発生した場合においても速やかに園児等の安全確保を図るため、次の事項について定めておくものとする。



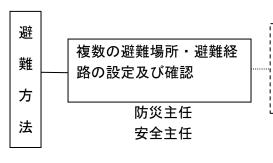


防災上必要な用品等の点 検・整備

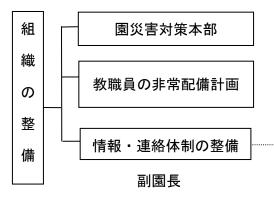
> 副園長 防災主任

- 〇保管場所の把握
- ○災害用資機材等の保管状況の確認
- ○重要書類等の適切な保管

園長印,園沿革史,卒園証書台帳,指導要録,人事 関係書類など

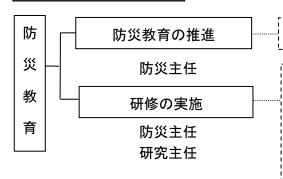


- 〇災害状況別(在園時,登降園時等)に具体的な避難方 法及び第一次避難場所,第二次避難場所や複数の避難 経路を設定し,状況について確認
- 〇園児, 保護者, 教職員の共通認識



- 〇災害情報の収集方法
- ○園内における情報の管理・連絡体制の整備
- ○災害時に連絡すべき機関のリストアップなど、情報連 絡体制の整備
- ○電話等の通信手段が断たれたときの児童生徒・保護者 への連絡の方法
- ○園児の安否確認の方法

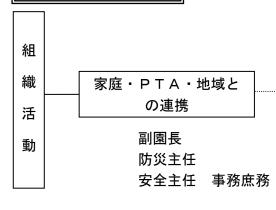
防災教育



※杜の都の園教育(「仙台版防災教育」参照)

- 〇「仙台市版防災教育実践ガイド」等を活用した災害安 全に関する校内研修の実施
- ○災害等対応マニュアルの読み合わせ
- 〇地域防災訓練や防災に関する研修会への参加
- 〇「心のケア」に関する研修

組織活動



- 〇各種の機会を通じて、避難所開設・支援や園防災計画の内容や災害発生時の園児の安全確保、園の対応などの周知
- 〇PTAと災害時の協力体制、緊急連絡方法等の協議
- 〇近隣校、地域団体との連携
- ○地域の防災訓練や避難所開設訓練への協力
- 〇非常時降園体制や登降園時における非常時対応について,保護者に周知
- ○学区内の協同点検(公園, 遊具, ブロック塀等)

2 地震対応マニュアル

- (1) 状況別の地震対応マニュアル
- ① 教職員及び園児の在園時

基本的対応

地震発生

安人

全

確

保

○特に配慮を要する園児等の安全確保には教職員が連携して当たる。 ○火災など二次災害の防止に努める。

動してこない場所で身を寄せるなど)

○負傷者の有無の確認を行い、手当の必要な場合は応急手当を行う。

指避無の

- 〇避難経路の安全確認を行う。
- 〇全園に避難指示を行う。停電時はメガホン等で行う。
- 〇一次避難場所は原則として園庭だが、液状化や流動化による地割れ等が生じている場合や暴風雨の場合、火災など二次災害で園舎等が使用できない場合には、より安全な避難場所に誘導する。(安全確認を行ったうえで使用可能であれば遊戯室等)

〇的確な安全確保を指示する。(頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移

誘避

導 難

〇的確な行動を指示する。(頭部の保護、押さない、走らない、しゃべらないなど)

- 〇配慮が必要な園児等や負傷者等を介助して避難する。
- ○園児名簿(出席簿等)を携帯する。

安情

否報

確収

認集

災

害

対

策

本

部

- 〇人員の確認を行う。
- ○負傷者の確認と応急手当を行う。
- ○園児等の不安を軽減し安全確保に当たる。
- 〇ラジオ、テレビ、インターネット等から最新の情報収集を行うとともに二次避難の 必要の有無を判断する。

- 〇園災害対策本部 (P18) を設置し、以下の対応を行う。
 - ◇市内いずれかの地域で震度5強以上のときは、非常時降園体制とする。
 - 事前の申し合わせに従い、園待機・引渡し・集団降園のいずれかとする。
 - ◇園児・教職員や施設・設備等の被害状況を確認し、C4th (使用できない場合は所定の FAX 送信票: P26)で教育指導課宛に報告する。停電等で FAX 送信ができない場合は防災用 I P無線(※機器なし)を利用して報告する。(P27)必要に応じて支援要請を行う。
 - ◇状況に応じて、通学路等の被害状況を把握する。
 - ◇引き続き災害情報の収集に努める。
 - ◇災害の状況、今後の対応等について保護者に知らせる。
 - ・電話、一斉メール配信、園ホームページ等で連絡する。
 - ・通信が途絶された場合は、あらかじめ決めておいた方法で連絡する。
 - ◇欠席園児等の安否を確認する。
 - ◇避難所(※指定なし)が開設される場合には、避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動を行う。(P28) ※園は、指定避難所ではない。

設置

ア 保育中(基本的な安全確保の形態)

- ・ 教職員は、園児へ的確な安全確保を指示する。 (頭部を保護し、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せる)
- ・火気使用中であれば消火する。
- ・避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。
- ・揺れが収まったら、教職員の指示に従い、より安全な避難場所に避難させる。
- ・園児等の人員等状況確認や周囲の安全を確認する。
- ・余震や二次災害に備え、園児等を落ち着かせる。
- ・負傷者の応急手当をする。

場所	教職員の対応(園児への指示)
保育室	・机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する。
遊戯室	・物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない中央等に集合させ、体を
	低くするように指示をする。(建物の構造や体育用具の位置によっては、柱
	や壁に身を寄せる方が良い場合もある。落下物に注意する。)
園庭	・建物から離れ、園庭の中央に集合させ、体を低くするよう指示をする。
プール	すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示をする。
	揺れが収まれば、すばやくプールから出るように指示をする。
	・避難準備(サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る)をする。

イ 教員と園児等が離れている場合(始業前,休み時間,放課後等)

場 所	園児等の行動	教職員の対応
階段,廊下,	・揺れている間は、頭部を保護	・全園指示(揺れが収まるまで、物が落
トイレ等	し,物が落ちてこない,倒れて	ちてこない,倒れてこない,移動して
	こない、移動してこない場所	こない場所を見つけて身を寄せるよう
	を見つけ、身を寄せて待機す	に)をする。
	る。	
	・落下物や倒壊物に気を付ける。	・教職員は分散して園児等の安全確保
	・揺れが収まったら、教職員の指	指示誘導をする。
	示に従い、より安全な避難場	
	所に避難する。	
	・周囲の安全を確認する。	
園庭,中庭,	・建物、ブロック塀、窓ガラス等	・園舎外にいる園児等の人員確認, 負傷
学習園等	の近くから離れる。	者がいれば応急手当をする。
	•揺れが収まるまで, 頭部を保護	
	し広い場所の中央で待機す	
	る。	

② 園外活動中

(1) 現地で地震が発生した場合

· 前 の 計

画

事

○園外活動を行う際の事前確認を以下の点に留意して行う。

- ・見学施設, 宿泊施設等の施設管理者との打ち合わせにより, 災害時の対応について確認する。(避難経路, 避難場所等)
- ・現地の救急医療機関、避難場所、公的機関(市役所・町村役場、教育委員会、病院等)の住所、電話番号等を把握する。
- 〇事前指導を以下の点に留意して行う。
 - ・緊急時の避難方法・場所、連絡方法を確認する。
 - ・グループ行動中の緊急時の対応方法を決めておく。

地震発生

安全確保

〇的確な避難行動を指示する。

- ・物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に避難させる。
- ・ビル街では落下物やガラス等の飛散から身を守らせる。
- ・電車、バス等に乗車中は、係員の指示により行動させる。
- ・山間部で活動しているときには、崩壊が起きそうな崖、落石が起こりそうな場所から素早く離れさせる。
- ・園児等の不安軽減を図る。

場所へ避難近くの避難

- 〇避難場所, 救護施設がない場合, 地元の人や機関等から情報を入手し, 的確に対応する。(安全な場所への速やかに避難させる。)
- 〇海岸近くで活動しているときは、高台やビルの屋上等に避難させる。 特に、強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は津波注意報などの発 表を待たずにすばやく避難させる。
- 〇施設管理者等の指示により行動させる。

安否確認

- ○人員を確認する。グループ行動中であれば、あらかじめ決めておいた連絡方法で安 否確認を行う。
- 〇通信が途絶された場合は、あらかじめ決めておいた避難場所等を巡回確認する。

対応措置

- ○園へ状況の報告を行う。
- ○園から教育指導課へ報告する。
- ○園から保護者へ連絡する。
- 〇必要な場合は、現地公的機関へ救援を要請する。

(2) 修学旅行中などに仙台で地震が発生した場合

地震発生

事後の対応措

置

- ○地震の規模、被害状況等の情報を収集する。
- ○現地公的機関や関係機関(旅行業者等)と対応を協議する。
- 〇可能な方法で園へ連絡し、現地の状況の報告をもとに園の状況等を確認する。
- ○園児の不安軽減を図る。(状況説明. 今後の対応等)
- ○園から旅行の予定変更等について教育指導課へ連絡する。
- ○園から保護者へあらかじめ決めておいた方法で連絡する。

安 全 確 保

3 登降園時

◇ 状況に応じた対応(園児等の安全確保のための園・保護者・地域との連携)ができる ように事前の共通理解を図る。

園児等の行動

震発生 地

教職員の対応

- ※登園前在宅時、又は登降園中に、地震発生に備え、園内の対応体制を構築
- ※園の対応については、事前に PTA 役員会や PTA 総会等で説明したり、年度 始めに文書で対応と協力について周知したりするなど、理解と協力を得 る。園児自らの対応については、家庭内で事前に避難方法を話し合い、園 と家庭が園児の避難方法に関する情報を共有する。また、家庭と情報を共 有する際は、家庭の事情等に配慮する。
- ※近隣の小中学校と情報を共有するなど、あらかじめ非常時の対応について 打合せを行うとともに、地域と情報を共有する。

安 全 確 保

近

<

の

誑

難

場

所

銋

難

- 〇頭部を保護し、物が落ちてこ ない、倒れてこない、移動して こない場所に身を寄せる。
- 〇車道に出ない。
- ○通学路が山間部にある場合に は、崖崩れ・落石の危険を回 避するために、崖から素早く
- 〇揺れが収まったら、状況に応 じて公園・園等、より安全な 避難場所、あるいは自宅に避 難する。
- 〇家族が家にいないときには. 家に帰らない。近くの避難所 か園へ行く。

○園内にいる 園児等の有 無と安全確 保する。 〇通学路上, 避 難場所の園 児等の安否 通

確認をする。 (緊急連絡 用カードの 持参)

〇保護者, 地域 と連携し, 園 児等の安否 確認をする

園児等の保護

〇安否確認できない園 児については、 電話や 家庭訪問等で確認す

安全確保のた

めの活動開始

避

難

場

所

巡

視

学

路

巡

視

袁

内

₩

視

避難後の対応決定

○教職員在園時(P3)に 準ずる。

安否確認に当たっ ては単独行動を避 ¦け,二次被害防止 ¦に努める。

C-6

④ 教職員在園時外

地震発生

- 教職員の非常配備体制と緊急連絡網を事前に整備しておく。
- 該当教職員は非常配備計画に則り行動する。(P19, P20)

【警戒配備】	
・園長 (P19 に準じる)	
【非常1号配備】	(1)市内で震度5弱の地震が発生したとき。
・園長 (P19 に準じる)	
【非常2号配備】	(1)市内で震度5強の地震が発生したとき。
・園長、副園長、教務主任	
(P19 に準じる)	
【非常3号配備】	(1)市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
・全職員	

〇配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に 留意し、直ちに園に参集する。

被害状。

教

職

員

の

参

集

〇ラジオ、テレビ、インターネット等で常に最新の情報収集を行う。

- ○施設・設備等の被害状況を確認する。
- 〇教育指導課に C4th (使用できないときは所定の FAX 送信票: P26)で報告する。停電等で FAX 送信ができない場合は防災用 IP無線(※なし)を利用して報告する。(P27)
- 〇園児・教職員や施設・設備等に被害があった場合,原則として職員室に園災害対策本部を設置し,園としての組織的な災害対応に当たる。(P18)

- ○電話、一斉メール配信、園ホームページ等の通信手段により安否確認をする。
- 〇通信手段が途絶されている場合は、園と保護者が事前に定めておいた連絡方法(家庭訪問、決められた場所への掲示等)で安否確認を行う。
- 〇自らの安全確保に十分留意しながら,通学路及び地域の被害状況,危険箇所等を確認 する。
- ○事後の対応について、電話、一斉メール配信、園ホームページ等の通信手段により保護者に連絡する。
- 〇通信手段が途絶されている場合は、園と保護者が事前に定めておいた連絡方法(決められた場所へ掲示等)で連絡する。
- ◇ 避難所(校門・体育館等)の鍵について
 - ※園においては、指定避難所になっていないので、鍵管理依頼は行わない。

配備解除については、園長用緊急連絡メールシステムで確認する。

後の措置

対

事

日6 1用 7千 175

3 風水害対応の留意点

風水害は地震とは異なり気象情報に注意を払うことにより、ある程度事前の対応が可能である。 天候の崩れが予想されるときは、①気象台のホームページ等から積極的に情報収集を行う、② 必要に応じて教育委員会へ確認を行う、③収集した情報を基に校内で話し合いを行う、④近隣校 との協議を行うなどして園内の対応体制(基本的な対応は、地震に準じて行う)を構築する。

(1) 園児の安全確保

< 園児へは保育等で、日常から以下のような災害発生時の対応について指導をする。 >

- ① 急な大雨の際は、すぐに川などの水辺から離れる。地下室や地下街には進入しない。土砂災害警戒情報が発表されたら、本市が発表する避難情報(高齢者等避難,避難指示,緊急安全確保)に注意し、いつでも行動できるよう心構える。危険を感じたら自主的に避難することも重要である。
- ② 雷鳴が聞こえたら、安全な建物の中等へ避難する。木や電柱から4m以上離れる。近くに避難する場所がない場合は、姿勢を低くする。
- ③ 竜巻の際は、頑丈な建物に避難する(車庫や物置、プレハブには避難しない)。屋内では、窓、カーテンを閉め、窓から離れる。頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。
- ④ 仙台防災ハザードマップや本市ホームページ「せんだいくらしのマップ」等で、河川氾濫や 土砂災害、防災重点ため池の危険のある場所をあらかじめ確認しておき、大雨の際などは、 危険な区域外や2階以上の建物やマンションの上層階に直ちに避難する。

<園は、災害発生時に以下のような点について配慮する。>

- ⑤ 園長の判断もしくは教育委員会の指示により、保育開始・終了時刻の繰り下げや繰り上げを 行う。
- ⑥ 園長の判断もしくは教育委員会の指示により、臨時休園にする。
- ⑦ 園行事を予定している場合は、園児の安全確保を第一に考え、適切に対応する。

(2) 教職員の参集

- ◆ あきう幼稚園は、指定避難所ではないので参集はしないものとする。(P19、P20)
- ◆ 園長が必要と判断した場合,及び区災害対策本部から要請があった場合は,『地震発生』(P7) を 参照し、必要人員を緊急連絡網で参集させる。

く参考>

【警戒配備】	
・園長 (P19 に準じる)	
【非常1号配備】 ・ _{園長(P19に準じる)}	・市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪 特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき
	・上記特別警報が発表されていない場合にあって、大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき
【非常 2 号配備】 ・園長、 割園長、 教務主任 (P19 に 準じる)	・大雨, 洪水, 暴風, 大雪等により, 災害が本市の区域に広範囲で発生し, 更に拡大するおそれがあるとき
【非常3号配備】 · 全職員	・市内の全域に大規模な災害が発生したとき,又は全域に拡大することが予想されるとき

〇配備が発令された場合には、該当教職員は家族等の安全を確保した後、自らの安全に留意し、直 ちに園に参集する

弾道ミサイル発射・落下時の対応マニュアル

(1) 園児在園時

基本的対応

Jアラート等による緊急情報発表

避難の指示

- 〇速やかな避難行動を指示する。(職員室からの緊急放送・教職員の声掛け)
- 〇火気使用中であれば消火させる。
- 〇的確な安全確保を指示する。(園舎等に避難する。窓から離れ、机の下に潜るか、廊下 や床に伏せて頭部を守る。安全が確認されるまで校内で待機する。など)
- 〇配慮を要する園児等の安全確保には教職員が連携して当たる。
- 〇園児名簿(出席簿等)を携帯する。

安否確認 集

- ○園児等の人員等状況確認や周囲の安全確認を行う。
- ○園児等の不安を軽減し安全確保に当たる。
- 〇テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。

- ○領土・領海内に落下した場合は、市教委の指示に従い、非常時降園体制とする。
 - 事前の申し合わせに従い、園待機・引渡し・集団降園のいずれかとする。
- ○事後の対応について保護者に知らせる。
 - ・電話、一斉メール配信、園ホームページ等で連絡する。
 - 通信が途絶された場合は、あらかじめ決めておいた方法で連絡する。
- ○欠席園児等の安否を確認する。

事後対応

状況別の対応

ア 園児が園舎内(遊戯室含む)にいる場合(基本的な安全確保の形態)

場所	教職員の対応(園児への指示)
保育室	 ・窓、カーテンを閉めさせる。 ・机を教室の中央に寄せさせる。 ・机の下にもぐらせ、近くに頭を保護できる物があればそれを頭に当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・膝と肘を床に付けさせる。危険な方向(窓等)に尻を向けさせる。 ・火気使用中であれば消火する。 ・実験中であれば、危険回避の指示をする。
廊下等	・自分の教室または近くの教室等で安全確保するよう指示をする。

遊戯室	 ※ 状況を確認の上、遊戯室へ避難させる場合は以下のとおり。 ・ステージの中央に避難させる。 ・窓や出入り口などからできる限り離れ、できるだけ姿勢を低くさせる。近くに頭を保護できる物があればそれを頭に当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・体勢は膝と肘を床に付けさせる。危険な方向(窓等)に尻を向けさせる。

イ 園児が園舎外にいる場合(保育前,保育中,降園,園庭開放時等)

場所	教職員の対応(園児への指示)
園庭,保育室,遊戲室,砂場等	 ・速やかな避難行動を指示する。(職員室からの緊急放送・教職員の声掛け) ・教職員は分散して園児等の安全確保,指示誘導。担任外の教員を1階に配備する。 ・多人数で階段を駆け上がることは二次的な危険を伴うので、保育室や廊下に避難させる。 ・窓や出入り口など開口部からできる限り離れ、できるだけ姿勢を低くさせる。近くに保護できる物があればそれを当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・安全を確認したら教員の指示で、保育室に戻す。
プール	 ・すみやかにプールから出るよう指示する。 ・園舎に避難させる。(無理な場合は更衣室やトイレへの避難も考えられる) ・できるだけ姿勢を低くする。衣服やバスタオル、ビート板等を頭に当て、なければ手を当てて後頭部を保護する体勢を取らせる。 ・安全を確認したら教員の指示で、保育室に戻す。

ウ ミサイルが近くに着弾した場合

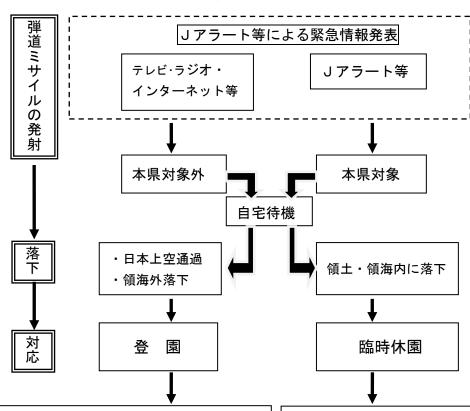
- ◇ミサイルが近くに着弾した場合、屋外にいる場合は口と鼻をハンカチで覆いながら、 現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
 - 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ◇ テレビやラジオ, インターネット等を通し情報収集に努めるとともに行政からの指示があればそれに従って, 落ち着いて行動する。
- ※具体的な避難行動については、「国民保護ポータルサイト」の動画等を参考にする。

URL http://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html

(2) 登園前、園児が在宅時および登降園中

◇ 状況に応じた対応(園児等の安全確保のための園・保護者・地域との連携)ができるように事前に PTA 役員会や PTA 総会等で説明し理解と協力を得る。(P6)

ア 登園前、園児が在宅時の場合の対応



- ※この場合,市教委から各園への連絡は 特に行わない。
- ※「日本上空通過」とは、他に追尾しているミサイルやミサイルから分離した落下物が我が国の領土・領海に落下する可能性がないことが確認された後に発せられる。
- ※「領海外落下」とは、ミサイル発射情報を発した後、結果的に本邦の領海外に落下した場合を指す。
- ※発生時刻によっては保護者等へ「通常 登園」「始業時刻を遅らせ登園」等の 連絡をする。

- ※「臨時休園解除」の判断については、ミサイルの発射や着弾の時間帯、被害の発生状況、国としての状況等によって市教委が行い、園への通知やマスコミへの連絡を行う。
- ※解除の場合、保護者等へ「通常登園」「始 業時刻を遅らせ登園」等の連絡をする。

イ 園児が登降園中の場合

- ◇ 登降園中に、緊急情報が発表された場合に備え、園内の対応体制を構築する。
- ◇ 園児には安全確保のための避難行動について指導を行う。
- ◇ 保護者や地域の理解と協力が得られるよう、事前に PTA 役員会や PTA 総会等で 説明し理解と協力を得る。
- ◇ 近隣の小中校や地域と対応についての情報共有をする。

園児等の行動

教職員の対応

Jアラート等による緊急情報発表

安

全 確

保

情報収

情報収集後の行

○近くにある建物や地下に避難し窓か ら離れる。

- ○近くに建物がない場合は物陰等に身じ を隠すか地面に伏せて頭部を守る。
- ○車は燃料のガソリンなどに引火する 恐れがあるため、車から離れたとこ ろに避難する。

○情報収集に努める。(公共施設・店・) 近くの大人など)

〇得られた情報に従って、行動する。

<登園時>

- ○園のすぐ近くまで登園している場合 は、園へ避難する。
- 〇自宅を出たばかりの場合は, すぐ帰 宅する。
- <下校時>
- ○園のすぐ近くにいる場合は、園へ避り 難する。
- 〇自宅に近い場合は、すぐ帰宅する。
- 〇自宅に誰もいないときには、家に帰 らず、園へ避難する。

- ・ 〇園内に園児がいる場合, 緊急情報を放 送し、避難行動を呼び掛ける。
 - ○園舎内で避難行動を取らせる。
 - ○園内にいる園児等の安全確保。
- 〇テレビやラジオ, インターネット等で 最新の情報収集を行う。
- 〇行政(市教委)からの指示があればそ れに従って、行動する。
- ┆○通学路等の園児の安否確認をする。 (緊急連絡用カードの持参)。
- 〇保護者に、在宅園児の安否確認をす
- 〇安否確認できない児童生徒について は,電話や家庭訪問等で確認する。

園児等の保護

- 〇領土・領海内に落下した場合は、市教 委の指示に従い、臨時休園、非常時降 園体制(事前の申し合わせに従い,園待 機・引渡し・集団降園のいずれか)とす
- ○亊後の対応について保護者に知らせ
 - ・電話、一斉メール配信、園ホームペ ージ等で連絡する。

ミサイルが近くに着弾した場合

◇(1)園児が在園時「ウ」(P10)に準ずる。

安 全 確 保

報収

安否確! 認

後の対応措

5

原子力災害対応マニュアル

(1) 原子力災害について

仙台市は、女川原発から30km 圏外(原子力災害対策重点区域外)であるが、過去の事故事例から放射性物質を含むプルーム(煙流)が本市に接近する可能性も考えられる。このことから、原子力災害が起きた際の対応について理解しておく必要がある。

市からの発令及び避難行動

原子力災害が発生した場合、仙台市から、屋内退避・一時移転をそれぞれ「準備」⇒「指示」の 2段階で発令される。

市からの情報	市民の避難行動
屋内退避の「準備」を発令	できるだけ外出を控える。
屋内退避の「指示」を発令	すみやかに屋内に入り、ドアや窓を閉め、換気扇を止め、ガムテープで窓 の内側から目張りするなど、できるだけ外の空気が入らないようにする。
一時移転の「準備」を発令	情報を入手する。物資の準備など移転の準備をする。
一時移転の「指示」を発令	指示に従い1週間程度内に一時移転する。

【仙台防災ハザードマップより】

(2) 園での対応について(園活動中)

原子力災害発生



緊急速報メール等による緊急情報発表 「屋内退避の準備」発令

避難行期 ○保育室

〇保育室等なるべく気密性の高い所へ避難誘導を行う。(緊急放送・教職員の声掛け等)

原子力災害は、大地震・大津波等による二次災害で発生する場合も想定されるので、同時に津波や建物の倒壊等も考えられる。園舎への避難の方が危険と判断する場合は、できるだけ安全な施設や場所へ避難することも想定しておく

- ⇒園舎倒壊等の恐れがない場合は、園舎内に戻す。
- ⇒園舎倒壊等の恐れがある場合は、できるだけ安全な施設や場所へ避難する。
- 〇配慮を要する園児等の安全確保には教職員が連携して当たる。
- ○園児の避難状況及び周囲の安全の確認をする。
- ○園児の不安軽減に努める。
- ※ 在宅時および登降園中に災害が発生した場合は、 6 資料(1)等を参考にして指導して おく。

屋内退避の準備

座内退避の準備

保護者への引き渡し・安否確認

- 〇電話、一斉メール配信、園ホームページ等で保護者へ引き渡しの連絡をする。
 - ・通信が途絶された場合は、あらかじめ決めておいた方法で連絡する。
- ○帰宅後の対応について保護者に知らせる。
 - 帰宅をしたらできるだけ外出を控えること。
 - ・屋内退避の解除が出されるまで臨時休園となるので、自宅で屋内退避を続けること。
 - ・テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。
- ○欠席園児等の安否を確認する。
- ※園児が在宅及び登降園中の時に災害が発生した場合も、電話等で園児の安否を確認する。

情報収集

〇テレビ、ラジオ、インターネット等から最新の情報収集を行う。

屋内退避の「指示」への備え

〇避難所となる教室等に、ガムテープ等による窓の目張りや換気扇の停止などによる建物 の気密性を確保する。

屋内退避の指

示

- 〇屋内退避の「指示」が発令された時点でまだ保護者への引き渡しがされていない園児が いる場合は、園等にて屋内退避を実施する。
 - ⇒臨時休園、屋内退避を継続する。

屋内退避の解除

- 〇保護者への引き渡しがされていない園児がいる場合は、保護者への引き渡しを行う。
- 〇「臨時休園の解除」となった場合、保護者等へ「通常登園」や「保育開始時刻を遅らせ 登園」等の連絡をする。
- ※「臨時休園の解除」の判断については、市との協議の下、市教委が行い、園への通知やマスコミへの連絡を行う。

6 資 料 (非常時の対応・組織・配備)

(1)登降園時における非常時の対応

① 登降園中の避難について

登園前在宅時,又は登降園中に,地震発生又は津波注意報(警報)などが発表された場合に備え、園内の対応体制を構築する。

特に、登降園中における避難については、例えば「園のすぐ近くまで登園している場合は、園へ避難する。」「自宅を出たばかりの場合は、すぐ帰宅する。」など、家庭内で事前に避難方法を話し合い、検討しておくことが求められる。このことについて、あらかじめ PTA 役員会や PTA 総会等で保護者に依頼するとともに、園と家庭が園児の避難方法に関する情報を共有しておく。なお、対応について家庭と情報を共有する際は、家庭の事情等に配慮する。

<避難方法例>

登園時 ・園のすぐ近くまで登園している場合は、園へ避難する。

- 自宅を出たばかりの場合は、すぐ帰宅する。
- ・土砂災害警戒エリア、防災重点ため池浸水想定エリア、津波避難エリア I Ⅱ内を除く地域の避難場所(公園等)へ避難する。

降園時 · 園のすぐ近くにいる場合は、園へ避難する。

- ・自宅に近い場合は、すぐ帰宅する。
- 自宅に誰もいないときは、園や地域の避難所へ避難する。
- ・土砂災害警戒エリア、防災重点ため池浸水想定エリア、津波避難エリア I Ⅱ内を除く地域の避難場所(公園等)へ避難する。

② 校内の対応体制を構築する際の留意点

近隣の小中校は、同一の対応を取ることが望ましい。あらかじめ非常時の対応について、隣接する学校・園は互いに打合せを行うとともに、非常時も連絡を取り合うようにする。また、対応について地域と情報を共有し、協力を得られるようにする。

ア 登園前在宅時の対応

登園前在宅時に地震等の発生や特別警報等の発表があった場合は、園長の判断もしくは教育 委員会の指示により対応を決定し、決定した内容を速やかに保護者に連絡する。

- ・園長の判断もしくは教育委員会の指示により、始業時間の繰り下げを行う。
- ・園長の判断もしくは教育委員会の指示により、臨時休園にする。
- ・決定した対応を保護者へ連絡する。(電話、一斉メール配信、園ホームページ等で)
- ・通学路の安全確認を行う。
- ・園児の安否確認及び安全確保を行う。

イ 登園中の対応

・登園中の園児の安否確認及び安全確保を行う。

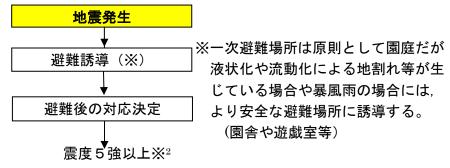
ウ 降園中の対応

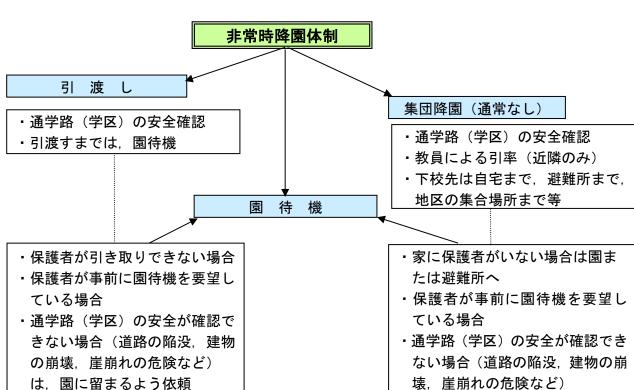
・降園中の児童の安否確認及び安全確保を行う。

(2) 非常時における在園時降園体制

- ・市内いずれかの地域で<u>震度5強以上</u>の地震が観測されたときには、全園で園待機・引渡し・集団降園など通常とは異なる方法で下校させる。
- ・ 震度 5 弱以下の場合には、園の計画による。
- ・(可能であれば)決定した対応を保護者へ連絡する。 (電話,一斉メール配信,園ホームページ等で)

(ア) 在園時降園体制の例





(イ) 事前の保護者との確認

各園の非常時降園体制について

- ・引渡し方法・場所、集団降園の方法などについて
- 引渡し、集団降園、園待機等の保護者の要望
- ・引渡しカードの作成

(ウ) 家庭内での確認事項

- 通学経路について(集団降園時の経路)
- 引渡しの場所
- ・避難所や家族の集合場所
- ・非常時伝言ダイヤル等による連絡方法 など

※月1回メールで知らせる。

(3) 緊急連絡用(引き渡し)カード

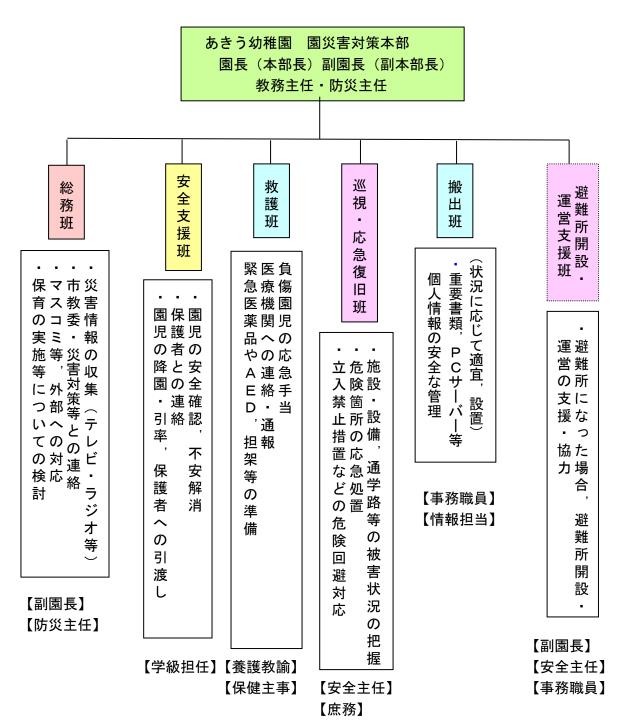
仙台市立あきう幼稚園

緊急連絡用(引き渡し)カード							
組	į	番	番 園児氏名				
地区:			保護者				
現住所	Ŧ	Ē					
緊急連絡先	;	自宅 TE 携帯 TE)	自宅以外の連絡先(名称	· TEL)
本園の 兄弟等		組				組	
						引 受 人 者以外の人も含む)	
引受人.	氏名	電	話番号 本人との関係		関係	登園に要する時間	引受確認
1							
2							
3							
担当教職」	Ę	*					
引き渡し日時 ※ 令和 年 月		年 月	日	() 時 分			
 引渡し場所 ※ 園庭 遊戯室		遊戯室	保育!	室その他()		
引渡後の 氏 連絡先 名			TEL 番号				
備考							

(注) 裏面に自宅付近図を記入

(4) 災害対策本部の組織

園児・教職員や施設・設備等に被害があった場合,及び区災害対策本部から避難所開設要請があった場合,原則として園長室または職員室に園災害対策本部を設置し,園としての組織的な対応に当たる。



仙台市立あきう幼稚園教職員非常配備計画

- 教職員の非常配備体制と緊急連絡網を事前に整備はしておくが、あきう幼稚園は、避難所ではないので**参集はしないもの**とする。(次ページ補足参照)
- 園長が必要と判断した場合は、以下を参照して必要人員を緊急連絡網で参集させる。

※仙台市防災関係規定,「非常配備等に関する要領」より

		※仙台市防災関係規定,「非常配備等に関する要領」より
組織 体制	配備の区分及び あきう幼稚園配備体制	配備の基準
情報	服連絡体制の強化	(1)市内で震度4の地震が発生したとき (2)気象注意報、警報が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき (3)その他危機管理監が必要と認めるとき
災害警戒本部体制	警戒配備 【避難所開設準備】 園長	(1) 大雨, 洪水, 暴風, 大雪等により, 市内に災害が発生し, 災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき (2) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき ※発表される範囲が順次拡大する場合が多い。警戒配備を行っていない園についても気象情報の収集を積極的に行うこと(別表2)参照 〈東部・西部の区分資料3参照〉 ※八木山南小, 湯元小, 人来田中, 八乙女中及び大雨時に初動で避難所を開設しない園を除く(別表2)参照 ※土砂災害警戒情報の発表(=警戒配備, 避難所開設準備が発令)時の配備要員確保について
制		→開設初動時には、様々な諸準備のために相当数の人員が必要となる。警戒配備要員と併せて、あらかじめ参集者を決め、連続した勤務とならないようにローテーションを組んでおくこと。 (3) その他危機管理監が必要と認めるとき
	非常 1号配備 【災害対応人員参集】	(1)市内で <u>震度5弱の地震が発生</u> したとき (2)市内に <u>気象特別警報</u> (大雨,暴風,高潮,波浪,大雪,暴風雪)が発表されたとき (別表2)参照 ※大雨時に初動で避難所を開設しない園も参集
災害対策本部体制	園長 副園長 教務主任	※土砂災害警戒区域内にある八木山南小、湯元小、人来田中、八乙女中の教職員はあらかじめ 決めている近隣校へ参集 (3) 大雨、洪水、暴風、大雪等により、市内に <u>災害が発生し、かつ、拡大</u> するお それがあるとき (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき (5) その他市長が必要と認めたとき
本 部 体 制	非常2号配備 園長、副園長、 教務主任、事務職員	(1)市内で <u>震度5強の地震</u> が発生したとき (2)大雨,洪水,暴風,大雪等により、 <u>災害が本市の区域に広範囲で発生し、更に拡大</u> するおそれがあるとき (3)その他市長が必要と認めたとき
	非常3号配備	(1) 市内で <u>震度 6 弱以上の地震</u> が発生したとき (2) 市内の全域に大規模な災害が発生したとき又は全域に拡大することが予想 されるとき (3) その他市長が必要と認めたとき

- 注) 1 警戒配備,非常配備に管理職以外の教員が従事し,時間外勤務が生じた場合は,勤務の振替により対応すること。(教員以外の事務職員,技師等については,超過勤務手当の対象となる。)
 - 2 警戒配備, 非常配備に管理職以外の教員が従事した際の特殊勤務手当の支給要件は, 勤務時間内・外を問わず, 待機等のみでなく実働を伴う業務に従事した場合となる。例えば「災害に伴う施設・設備等の安全点検」「災害からの復旧作業」「避難所開設に伴う避難所業務」などが想定される。なお, 避難所業務においては, 実際に避難所が開設されたことが要件であるため, 開設準備発令の段階では特殊勤務手当の支給対象にはならない。※災害時の手当支給等に関する問合せ先: 人事課給与厚生係
 - 3 該当教職員は家族等の安全を確保し、自らの安全にも留意後、定められた計画に基づき、直ちに園へ参集する。
 - 4 円滑かつ的確に情報を伝達するために、園内における連絡体制の構築や、災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップなど、情報連絡体制の整備を図っておく。

あきう幼稚園「災害等対応マニュアル」C-19 教職員の非常配備について



R5.4.1

- A 教職員の非常配備体制と緊急連絡網を事前に整備はしておくが、あきう幼稚園は、避難所ではないので参集はしないものとする。
- B 園長が必要と判断した場合は、以下を参照(P19)して必要人員を緊急連絡網で参集させる。
- 1 警戒配備や非常1号配備への主な対応について
 - 警戒配備には次の3つの基準がある
 - (1) 大雨, 洪水, 暴風, 大雪等により, 市内に災害が発生し, 災害の警戒及び応急対策を組織的に実施 する必要があるとき
 - (2) 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき
 - (3) その他危機管理監が必要と認めるとき
 - 非常1号配備には次の4つの基準がある。
 - (1) 市内で震度5弱の地震が発生したとき
 - (2) 市内に気象特別警報(大雨,暴風,高潮,波浪,大雪,暴風雪)が発表されたとき
 - (3) 大雨, 洪水, 暴風, 大雪等により, 市内に災害が発生し, かつ, 拡大するおそれがあるとき
 - (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
 - (5) その他市長が必要と認めたとき

警戒配備や非常1号配備の場合,基本的には、A により幼稚園に参集はしない。ただし、非常1号配備(1)などのように、水道や電気などのライフラインに係る施設の設備点検等が必要な場合については、B により参集させることもある。参集した場合は、教育指導課(214-8875または C4th)に一報を入れる。

2 備考

- 避難所に係るアンケートは、回答不要。
- あきう幼稚園は避難所ではないので、防災用 IP 無線の配置はない。

※ 補足の内容については、R4.7.21 教育指導課と確認済

参考

【市教委配備】 警戒配備:総務課長・総務係長・教育指導課長・管理係長・生涯学習課長・企画係長 等

非常1号配備:教育局職員の概ね1/3の職員非常2号配備:教育局職員の概ね2/3の職員

非常3号配備:全職員

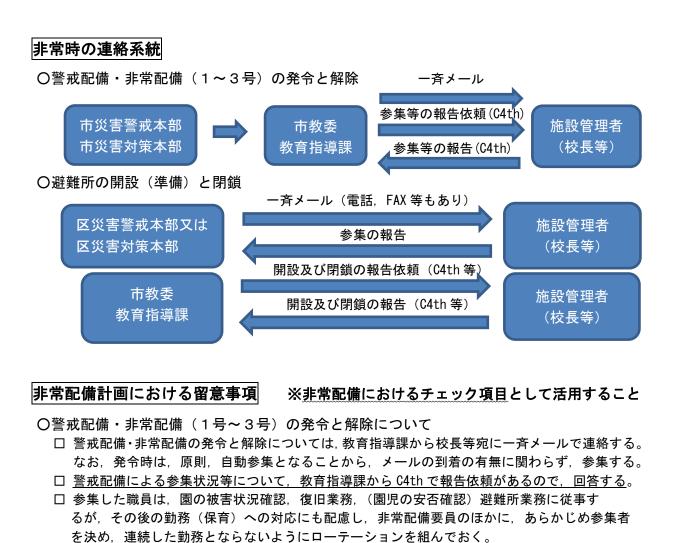
(別表1)津波の場合の参集対象校

配備の区分	配備の基準	参集対象校				
警戒配備	津波注意報	宮城野区:岡田小,高砂中 若林区 : 六郷中,七郷中				
非常 1 号配備	津波警報	宮城野区:高砂小,岡田小,福室小,中野栄小,鶴巻小,田子小,高砂中,中野中,田子中 若林区 : 六郷小,七郷小,沖野小,蒲町小,沖野東小,荒井小,六郷中,七郷中,蒲町中,沖野中 太白区 : 四郎丸小,袋原小,東四郎丸小,郡山小,袋原中				
非常2号配備	大津波警報	宮城野区:高砂小,田子小,田子中 岩林区:七郷小,沖野小,蒲町小,沖野東小,荒井小,七郷中,蒲町中,沖野中 太白区:四郎丸小,袋原小,郡山小,袋原中 ※岡田小,福室小,中野栄小,鶴巻小,六郷小,東四郎丸小,高砂中,中野中,六郷中においては,教職員は当該校には参集しないが,あらかじめ決めている近隣校へ参集及び待機し,当該校児童生徒の安否等に係る情報収集等に当たる。なお,近隣校に関する情報(校名,電話番号,連絡可能時間等)については,事前に保護者に周知しておくとともに,施設管理の観点から,安全が確保できる状況になった段階で当該校の校舎等の点検を行うこと。参集要員は対応に必要な人員のみとする。 (これらの学校には避難所担当課及び指定動員職員も参集しない。)				

※ 地震と同時でない津波注意報・津波警報・大津波警報(例:チリ地震)の場合も同様である。

(別表2) 台風・大雨等の場合の参集対象校

配備の区分	配備の基準	参集対象校	
警戒配備	土砂災害 警戒情報	仙台市東部に発表:仙台市東部の学校(資料3参照) 仙台市西部に発表:仙台市西部の学校(資料3参照) ※折立中は東部、西部どちらにも該当する。 (参集しない学校:下記①②の学校には避難所担当課も参集しない。) ① 土砂災害警戒区域内に校舎及び体育館がある学校 ・八木山南小、湯元小、人来田中、八乙女中	
非常1号配備	気象特別警報	②初動で開設しない避難所となっている学校(資料2参照) 上記①以外の学校 ※上記①の学校においては、教職員は当該校には参集しないが、あらかじめ決めている近隣校へ参集及び待機し、当該校児童生徒の安否等に係る情報収集等に当たる。なお、近隣校に関する情報(校名、電話番号、連絡可能時間等)については、事前に保護者に周知しておくとともに、施設管理の観点から、安全が確保できる状況になった段階で当該校の校舎等の点検を行うこと。参集要員は対応に必要な人員のみとする。	



協議の上,行うものとする。

〇避難所開設(準備)と閉鎖について

□ 避難所開設(準備)と閉鎖については、区災害対策(警戒)本部から園長宛に指示がある。

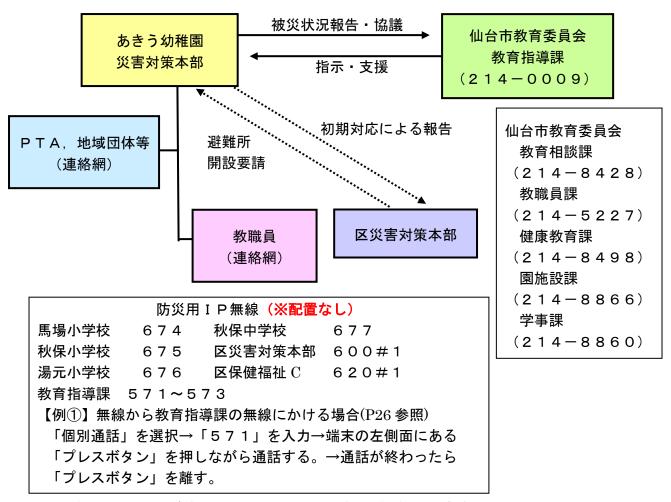
□ 参集した職員は、園の被害状況の確認、復旧業務、(園児の安否確認) 避難所業務等に従

事するが、避難所閉鎖後に待機程度が想定される場合、園長の判断で非常配備要員を縮小することができる。また、警戒配備・非常配備の解除については、市教委からの指示を受けて行う。なお、前述の場合以外の規模縮小に関しては、市教委と災害警戒本部・災害対策本部との

- □ <u>避難所開設(準備)がなくても、警戒配備・非常配備が指示されている場合は、園での待機等</u>の対応が必要である。(市教委の指示がある場合を除く。)
- □ 避難所開設準備の指示があった場合、園長は参集後、速やかに区災害警戒本部に報告をする。
- □ 避難所開設及び閉鎖の際、教育指導課から C4th 等で報告依頼があるので、回答する。
- □ 避難所開設初動時には、様々な諸準備のために相当数の人員が必要となるため、警戒(非常) 配備要員のほかに、あらかじめ参集者を決め、<u>連続した勤務とならないようにローテーションを組んでおく</u>。
- □ 区災害対策本部から避難所の開設要請がない状況下,災害により<u>自主避難者が発生した場合等に</u>は,応急的な受け入れを行い,区災害対策本部に連絡する。
- □ 避難所開設に当たっては、事前に園長が施設の安全確認(避難所等安全確認チェックシート)を 行う。異常がある場合、区災害対策本部に連絡する。
- □ 避難者が全員帰宅後, 区災害対策本部からの連絡があるまで避難所を閉鎖しない。
- □ 上記の場合で待機程度が想定される場合,避難所運営委員会(避難所担当課等)と協議の上,警戒・非常配備要員を縮小することができる。

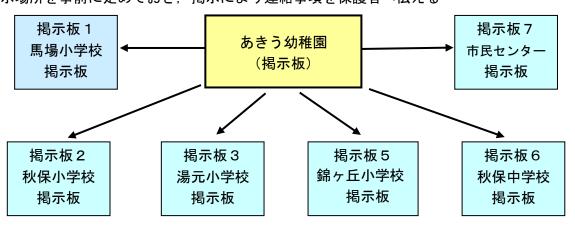
(6)情報連絡体制

○電話等の通信手段が使えるとき



○電話等の通信手段が使えないときの園から保護者等への連絡方法

掲示場所を事前に定めておき、掲示により連絡事項を保護者へ伝える



※保護者から園への連絡については、電話等が使えないときは、「直接園に来る」 「知り合いに伝言を頼む」「手紙(メモ)を園のポストに入れる」等による。

<学区内および学区周辺の施設>

○園関係

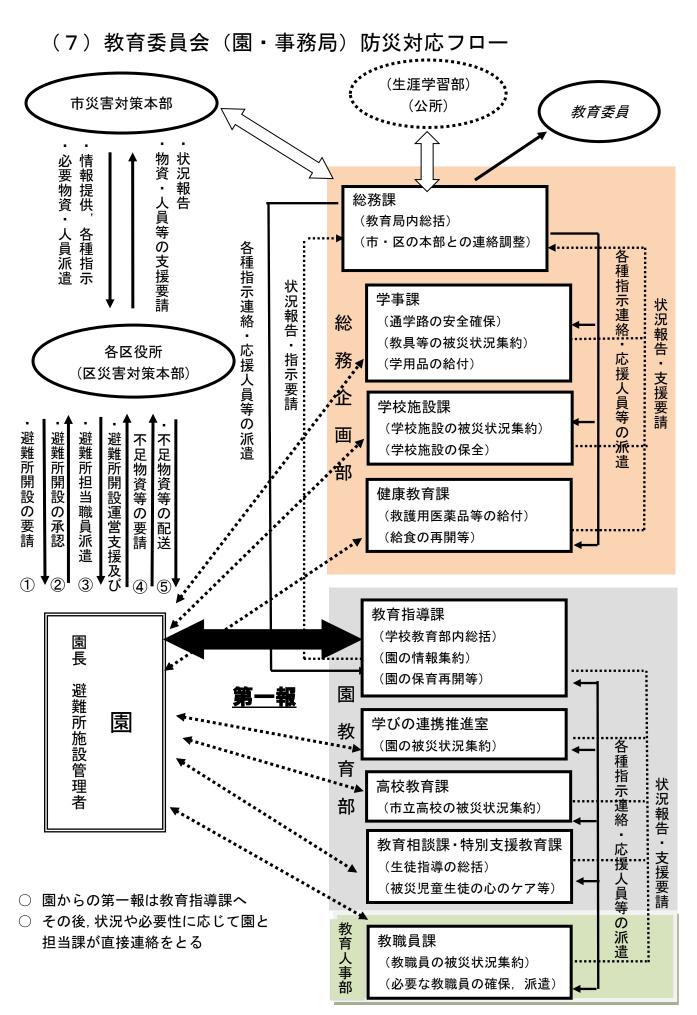
	施設名	住所 (電話番号)	備考
	馬場小学校	399-2013	
学区	秋保小学校	399-2841	
内	湯元小学校	398-2842	
17.3	秋保中学校	399-2840	
学	愛子小学校	391-8940	
区	作並小学校	395-2051	
周	錦ヶ丘小学校	395-5582	
辺	上愛子小学校	392-2381	

〇市民センターやコミュニティセンター等の施設

	施設名	住所 (電話番号)	備考
学	秋保市民センター	399-2316	
区	馬場市民センター	399-2745	
内	湯元市民センター	398-2720	
学			
区			
周			
辺			

○その他の施設

	施設名	住所 (電話番号)	備考
224	湯元児童館	397-1255	
学区	秋保総合支所	399-2111	
内	湯元保育所	398-2647	
	太白消防署秋保出張所	398-2632	
学			
区			
周			
辺			



(8) 非常配備時の園被害状況報告 FAX 送信票 様式



FAX 番号 264-4437

被害状况報告

受信者	仙台市教育局 教育指導課長 宛
送信日時	月 日 時 分
送信者	園番号 (5 0 1) 園名(仙台市立あきう幼稚園) 職名 () 氏名 ()
被害報告	被害状況(どちらかに立) 異常なし 異常あり ※異常ありの場合は、確認できる範囲内で簡潔に記入願います。 (例) 窓ガラス破損 3枚 その他

(9) 防災用 I P無線から教育指導課への連絡方法

参考

① 園の無線から教育委員会の無線へのかけ方

- (ア)端末の画面の下にある「左右の矢印ボタン (▼ ▶)」を押して、「個別通話」を選択する。
- (イ) 呼出番号入力
 - 1 ~ 0を押して、相手局の呼出番号(3桁)を入力する。
 - ※呼出し番号:教育指導課1(571),教育指導課2(572),教育指導課3(573), 教職員課(570),園施設課(569),総務課(568)
- (ウ)端末の左側面にある「プレスボタン」を押しながら通話する。 通話が終わったら「プレスボタン」を離す。
- ※ 操作方法は、危機管理局より配布されている<u>「仙台市防災用IP無線簡易取扱説明書」に</u> も記載されている。

② 教育委員会の緊急連絡先の無線番号(抜粋)と報告内容

災害発生時の被害状況等は教育指導課に所定のFAX送信票(P. 25)で報告することとしているが、停電等でFAX送信ができない場合は園の防災用IP無線から教育指導課の防災用IP無線を利用して報告する。連絡の混雑緩和のため、下記の該当の無線番号に報告する。

- (ア) 幼稚園、小学校(学校番号1~63)・・・・・571
- (イ) 小学校(学校番号64~128)・・・・・572
- (ウ) 中学校、高校、特別支援学校、中等教育学校・・・573

報告内容

- □学校番号 □学校名 □報告者職・氏名
- □被害状況《□なし・□あり()》
 - ※ 被害ありの場合は、園児・教職員、施設設備等の簡潔に報告する。

(参考) 総務課568 園施設課569 教職員課570

避難所開設・運営の支援マニュアル

(1)目的

「仙台市避難所運営マニュアル」を基本として、各地域・学校では、地域・行政・学校の三者の事前協議により「地域版避難所運営マニュアル(地震編及び大雨編)」を作成することとされている。また、令和2年6月より新型コロナウイルス対策追加事項を当該マニュアルに追加することとされている。

本マニュアルは、避難所開設初期対応並びに運営支援における学校としての体制をあらかじめ 定めるものである。

(2)日常における指定避難所に必要な事項の確認 ※指定避難所の開設なし

① 指定避難所の開設種別等 ※以下参考例

指定避難所は、切迫した災害の危険から逃れるための緊急的な避難施設であるとともに、 被災により生活の場を失った住民が一定期間滞在して避難生活をするための施設。仙台市で は市立小中高等学校等が指定されている。

主な災害種別の指定避難所開設・非常配備(参考例)

工の人口性別の日本とと無所別は、 新田田間(ライバ)			
	地震	津波	大雨 (洪水・土砂災 害)
おける	(本マニュアルに準	津波避難エリアがな	・学区内に洪水浸水
おそれ	ずる)	l)	想定区域がない
			・学区内に土砂災害
			のおそれがある
			(秋保小,湯元小)
			※ここでの学区は, 秋
			保小,湯元小,馬場小
			と考える。
所の開設	開設しない	開設しない	開設しない
警戒配備			仙台市西部に土砂災
			害警戒情報が発表さ
			れ, 園長が必要と判断
			した場合は、園に参集
非常1号	市内で震度 5 弱の地		市内に大雨特別警報
配備	震が発生したとき, 園		が発表され,園長が必
	に参集		要と判断した場合は,
			園に参集
非常2号	市内で震度 5 強の地		
配備	震が発生したとき, 園		
	に参集		
非常3号	市内で震度 6 弱以上		
配備	の地震が発生したと		
	き、園に参集		
	が 所 所 所 所 所 所 所 が 所 形 が に に に に に に に に に に に に に	## 1 号	### 1 号

非常配備の詳細は教職員非常配備計画を参照 (P19,20)

③ 避難所としての開放区域(園舎・園庭等)の利用計画

参考例

避難所として開放することを要請された場合に備え、あらかじめ校舎等の開放区域を次のとおり定める。

避難所における園施設の利用計画

No.	利用目的	利用予定場所
1	避難場所	遊戯室(保育室)
2	障害者等避難場所	保育室(年中)
3	妊婦・乳幼児の避難場所(授乳室設置が望	同(年長)
	ましい)	
4	管理運営所(連絡所)	同 (年少)
5	応急救護所	職員室
6	インフルエンザ・ノロウイルス等感染者避難場所(2箇	
	所以上が望ましい)	
7	情報機器(TV等)設置場所	遊戯室
8	情報掲示場所	玄関,遊戯室
9	ゴミ集積場所	園庭北西側
10	仮設トイレ設置場所	
11	障害者・介護者用トイレ	ひろびろトイレ
12	救援物資集積場所	
13	救援物資配布場所	
14	臨時遺体安置所	
15	仮設電話設置場所	遊戯室
16	風呂	
17	更衣室	更衣室
18	洗濯場	ベランダ
19	物干し場(男女別が望ましい)	中庭
20	ペット置き場	
21	介護室	
22	喫煙場所	設置しない
23	相談室	
24	調理室	
25	給水場	ベランダ前水道
26	緊急車両用駐車場	園駐車場

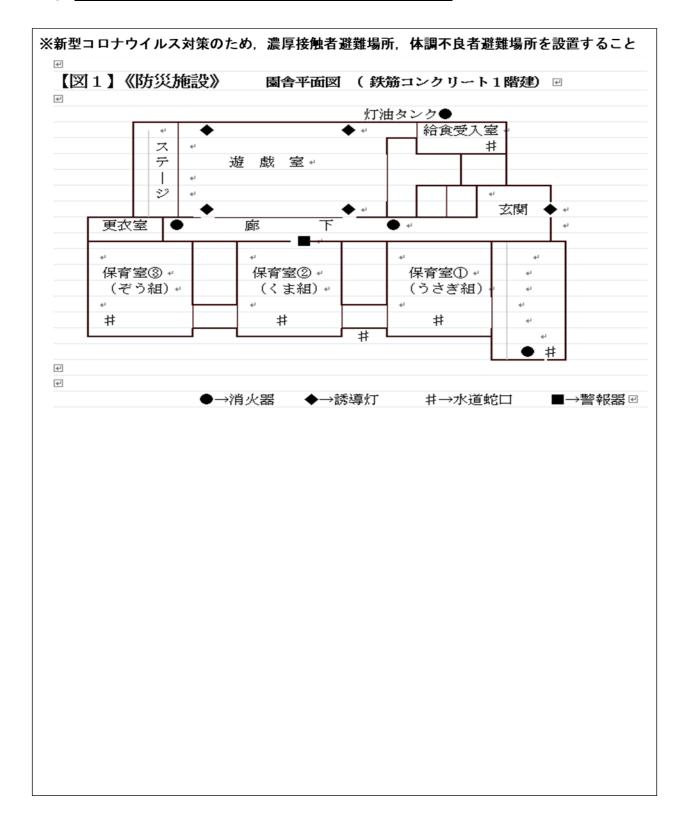
(注) 限られた空間しかないので、すべての場所の確保は難しい。

- ※ 妊婦・乳幼児の避難場所と感染者避難場所を離すなどの配慮をしておくこと。
- ※ 新型コロナウイルス対策追加事項を踏まえて計画すること。

特に、濃厚接触者や体調不良者を受け入れるためのそれぞれの専用スペースの設置について、避難所担当課や地域団体と事前に協議しておくことが大切です。

No.	利用目的	利用予定場所
1	濃厚接触者避難場所	※場所の確保が難しい 他の避難所との連携
2	体調不良者避難場所	※場所の確保が難しい 他の避難所との連携

4 利用配置図【※各園で利用配置図を作成し,添付すること。】



⑤ 校門・遊戯室・校舎等の鍵の保管

夜間や休日の発災において、緊急に遊戯室を開放する必要がある場合の対応として、園の 鍵の保管に関し、次のとおりとする。 ※個人情報取り扱い注意

Service Control of State Control of Stat			TO THE THE TANK OF THE TANK
No.	保管者 氏名	住所・電話番号	鍵の種類
1	園長		園舎
2	副園長		園舎
3	教務主任		園舎
4			
5			
6			
7			

⑤ 市役所・区役所指定動員の確認

夜間や休日などに、市内で震度6弱以上の地震が発生したとき又は土砂災害警戒情報が発表されたときは、避難所開設の支援を行う目的で園の近くに住む市役所・区役所の職員が動員される。

指定動員 氏名	連絡先 電話
該当なし	

⑥ 指定避難所担当課の確認

土砂災害警戒情報などが発表された場合又は市が避難情報(高齢者等避難,避難指示等) を発令した場合などに、あらかじめ決められた指定避難所担当課職員が各園に派遣される。

指定避難所担当課連絡先該当なし

⑦ 指定避難所の開設・対応に係る区役所担当部署の確認

仙台市地域防災計画により、園に対し避難所としての開設要請を行い、また開設後の対応 を行うのは太白区災害対策本部となる。

また、実際の避難所管理業務を行うのは、区役所保健福祉センターとなる。

指定避難所管理連絡先	該当なし
------------	------

※「⑤市役所・区役所指定動員の確認」「⑥指定避難所担当課の確認」「⑦指定避難所の開設・対応に係る区役所担当部署の確認」は、仙台市地域防災計画等の改訂に伴って変更される可能性がある。

⑧ その他,指定避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握 園における災害救援物資の備蓄状況及び近接する秋保コミュニティ防災センターの防災 資機材等の状況については、次のとおりである。

【定期的に各校の災害救助用物資等を確認すること。】

(ア) 園の災害救助用物資一覧(指定避難所に該当せず, 備蓄は一切なし)

No	物資	内訳	保管場所
1	クラッカー		備蓄なし
2	アルファ米		
3	おかゆ		
4	飲料水		
5	簡易組立トイレ ※		
6	携帯型簡易トイレ		
7	救急箱		
8	避難所運営セット ※		
9	毛布		
10	大型扇風機 ※		
11	情報収集用テレビ ※		
12	ホワイトボード ※		
13	テント式プライベートルーム※		
14	LPG発電機 ※		
15	LED投光器 ※		
16	災害時多言語シート ※		
17	調理不要食		
18	ようかん		
19	使い捨てカイロ		
20	ハンズフリーメガホン ※		
21	ネックレス型 LED ライト ※		
22	避難所運営要員用ベスト		
23	※ 災害用特設公衆電話		
24	軍手		

※の物資については、通常の園活動や防災訓練などで使用することができるが、ガスボンベ・ 電池等は各園で準備すること。

(イ) 園の新型コロナウイルス感染症対策物資一覧(同上)

No.	分類	田田	数量	保管場所
1		プラダンパーティション		備蓄なし
2	避	アルミマット		
3	避 難 者 用	ワンタッチ式パーティション		
4	用	ブルーシート(大10枚、小30枚)		
5		簡易ベッド		
6	受付用	受付用デスクパーティション		

※以下の物資は「No. 17 アルコール手指消毒剤」及び「NO. 18 ニトリルゴム手袋」を除き、「No. 25 梱包用コンテナボックス」にまとめて配備・保管を行う

No.	分類	品目	数量	保管場所
7		フェイスシールド (フレーム+シールド)		備蓄なし
8		フェイスシールド(予備シールド)		
9	避	アイソレーションガウン		
10	避難者受付	簡易レインコート		
11	受 付	非接触型体温計		
12	用	作業用手袋		
13		クリップペンシル(1 箱 1,000 本入り)		
14		養生テープ		
15		塩素系漂白剤(600ml)		
16		アルコール手指消毒剤 (1,000ml)		
17	消	ニトリルゴム手袋(1 箱 100 枚入り)		
18	毒	ハンドソープ (500ml)		
19	• 衛	使い捨て手袋(1 包 100 枚入り)		
20	生	ペーパータオル(1 包 200 枚入り)		
21	用	ゴミ袋(大)		
22	品	ゴミ袋(小)		
23		除菌アルコールシート(1 個 20 枚入り)		
24		雑巾(1 包 10 枚入り)		
25	梱包用	梱包用コンテナボックス		

※以下の物資は園または避難所担当課において保管を行う(ダンボール1箱に収納)

No.	分類	品目	数量	保管場所
1	消	アルコール手指消毒剤(1,000ml)		備蓄なし
2	毒	塩素系漂白剤(600ml)		
3	衛	使い捨て手袋(1 包 100 枚入り)		
4	生田	ペーパータオル(1 包 200 枚入り)		
5	用 品	マスク (60枚入り)		

(ウ) 秋保コミュニティ防災センターの防災資機材一覧(例)

No.	品名	数量	No.	品名	数量
1	消火器	10本	17	つるはし	5丁
2	消火用バケツ	20個	18	ビニル紐	5個
3	消火用ポリタンク(20 %)	5個	19	金てこ	3本
4	給水用ポリ袋(6 兆)	100 枚	20	防水シート	100 枚
5	ラジオ付ライト(懐中電灯)	5個	21	土のう袋	200 枚
6	カラーコーン	10個	22	なた	5丁
7	コーンバー	5個	23	サイレン付メガホン	3個
8	トラロープ	5個	24	担架	3 式
9	救急医療セット	3 式	25	組立水槽(1立方メートル)	2式
10	毛布	200 枚	26	炊飯装置	2式
11	保安帽	50個	27	オイルパン	2個
12	鉄杭(パイプ)	40本	28	発電機	3 式
13	鉄杭(丸棒)	40本	29	発電機用オイル(4 % 缶)	2 缶
14	ヘッドキャップ	5個	30	テント	2式
15	10ポンドハンマー	5丁	31	金属はしご	2個
16	スコップ	10丁	32	リヤカー	1式

(エ) 秋保コミュニティ防災センターの新型コロナウイルス感染症対策物 資一覧(該当なし)

(3) 指定避難所開設・運営の協力・支援

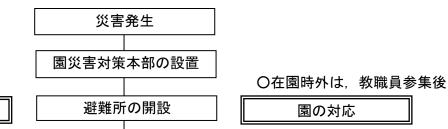
※参考例

園長は、太白区災害対策本部より指定避難所開設を要請された場合に備え、「避難所等安全確認チェックシート(資料4)」に基づき、避難所として使用される施設の安全確認を行い、避難所の開設体制を整える。

避難者が既に集合している状態で、区災害対策本部から避難所の開設要請がなく、市の避難所 担当職員が到着していない場合は、園長の判断により、あらかじめ定める避難所運営の支援体制 等に基づき応急的な受け入れ措置を行うとともに、避難状況等について区災害対策本部に連絡す る。

園長は、避難所として開放した場合には、速やかに仙台市教育委員会に報告のうえ、園の臨時 休園等についても報告・協議する。

① 園災害対策本部における支援マニュアル



区災害対策本部の対応

- ○園への避難所開設の要請
- ○避難所担当職員(市・区職員)の園への 派遣
- 〇避難所担当職員による初期対応
 - ※地域・行政・園の三者の事前協議に 基づいて主に避難所運営全般を担当。
 - ① 秋保連合町内会と一緒に、避難所の 立ち上げの準備。
 - ② 被害状況や避難所開設状況を区災害 対策本部へ報告し、その後の連絡調 整全般の実施。
 - ③ 情報広報班と協力して区災害対策本 部からの災害情報等を避難者に提供。
 - ④ 必要な活動の支援、秋保連合町内会 の活動の補佐。
 - ⑤ 区災害対策本部への要請や調整。

〇本園は大雨時には(初動で)開設しない。

○ 被災状況を確認の上,避難所開設が可能であれば, 地域・行政・園の三者の事前協議に基づいて避難所の 立ち上げを支援する。

避難所担当職員が到着するまで時間を要する場合は、主として、教職員が初期対応を行うこともある。

<園児在園時>

- 園児等の安全確保を優先する。
- ・ 避難所を開設する旨を教職員に周知し,事前の計 画に基づいて役割を分担して初期対応に当たる。

<園児在園時外>

- ・ 非常配備体制に基づき教職員が参集し、開放区域 を開錠し、事前協議に基づき三者の代表が安全確 認を行い、避難所開設準備を行う。
- ・ 教職員が到着していない場合は、事前協議に基づき、三者のうち到着している者が安全確認を行い、避難所開設準備を行う。
- O 避難所を開設した旨を教育委員会へ報告し、必要に 応じて保育打切りや臨時休業措置等をとる。

避難所の中・長期化への対応

〇避難所担当職員の役割

秋保連合町内会や避難者, 園と連携 しながら避難所運営の全般に携わる。 特に, 区災害対策本部との情報伝達 により, 避難所内の課題解決に向けた 要請や調整を行う。

○区災害対策本部から避難所閉鎖の要請 ※区災害対策本部から連絡を受けて閉鎖 となる。 ○教職員も役割を分担し,可能な範囲内において避難 所運営を支援する。

役 割	担当者名
総務班	副園長
名簿班	防災主任
食料物資班	事務
衛生班	担任
情報広報班	教務主任
救護班	庶務

- 〇避難所としての園施設使用状況に関して教育委員 会へ適時報告を行う。
- 〇臨時休業,保育再開に関して教育委員会と連絡及び 協議を行う。
- ○保育の再開の決定をする。

指定避難所の閉鎖

- 〇避難者の居住先を確保する。
- 〇指定避難所閉鎖による校内施設等の通常状態への回復
- ○教育委員会への避難所閉鎖の連絡

② 避難所開設・閉鎖に係る情報伝達の流れ

- 1. 避難所開設
 - (1) 風水害の場合

土砂災害警戒情報や洪水の危険性が高まった際に, 園長の携帯メールなどに区災害対策本部から避難所開設準備に係る連絡が届く。

(2) 津波注意報・津波警報・大津波警報発表時の場合

津波注意報等発表時は、次の学校の教職員は配備計画 (P19) に従って、避難所開設準備を 行う。

① 津波注意報発表時

· 宮城野区: 岡田小, 高砂中 · 若林区 : 六郷中, 七郷中

② 津波警報発表時

• 宮城野区: 高砂小,岡田小、福室小、中野栄小、鶴巻小、田子小、高砂中、中野中、

田子中

•若林区 : 六郷小, 七郷小, 沖野小, 蒲町小, 沖野東小, 荒井小, 六郷中, 七郷中,

蒲町中,沖野中

•太白区 : 四郎丸小, 袋原小, 東四郎丸小, 郡山小, 袋原中

③ 大津波警報発表時

• 宮城野区:高砂小, 田子小, 田子中

• 若林区 : 七郷小,沖野小,蒲町小,沖野東小,荒井小,七郷中,蒲町中,沖野中

•太白区 : 四郎丸小、袋原小、郡山小、袋原中

※ 岡田小, 福室小, 中野栄小, 鶴巻小, 六郷小, 東四郎丸小, 高砂中, 中野中, 六郷 中は参集しない。

(3) 地震発生の場合

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、市内の指定避難所になっている全園は、施設管理者が施設の安全を確認した後、異常がなければ避難所開設を行う。

避難所開設後、建築専門家が安全確認の支援を行うため、避難所施設の点検に伺う。

(4) その他

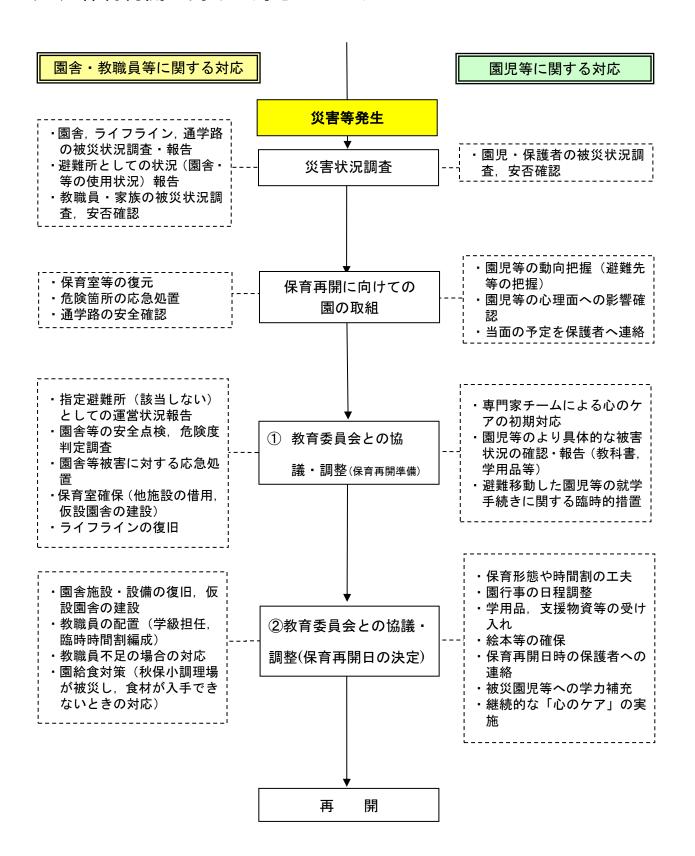
上記(1)~(3)以外にも、災害により避難者が発生した場合等には、区災害対策本部の判断により避難所開設を行う場合がある。

2. 避難所の縮小・閉鎖

避難所の縮小・閉鎖は、気象警報の解除、地域の安全の確保などを総合的に検討した上で、 区災害対策本部から各園へ連絡が届く。

避難者が全員帰宅した後も、区災害対策本部から連絡があるまでは、避難所を閉鎖しない。

(4) 保育再開に向けた対応マニュアル



8 その他

(1) 避難訓練計画(地震,津波,大雨等)について

災害	訓練実施日時	実施方法(避難方法・避難場所等) ※文例
	н-1	
地震	6月 7日	・地震対応避難訓練として、全園一斉に園庭に避難する。(雨天時は遊戯室)
	6月 7日	・緊急災害時を想定して、保護者への園児引き渡しを行う。 (引き渡し登録カードを使用する)

※ 詳細については令和5年度教育計画 P37~43 防災訓練等実施計画参照

マニュアル使用にあたって

- (1) 全職員1部必携とし、早い段階に研修会等で読みあわせを行う。
- (2) 風水害等の災害については、このマニュアルに準じて対応する。
- (3) 火災については別途作成する消防計画に拠る。
- (4) マニュアルの内容については保護者や地域と情報を共有する。
- (5) 関係者(町内会長, PTA会長, SBL, 避難所担当課, 指定動員等) にも配付する。
 - (6) 本マニュアルを園ホームページに掲載し広く周知する。 ※ただし、個人情報に関わる部分は除く(例: P30 等)